

令和8年度 町県民税 申告書記入の手引き（持参・郵送用）

所得税の確定申告をされる場合は、町県民税の申告は不要です。

1 住所・氏名・職業等 ※押印不要

令和8年1月1日現在の住所、フリガナ・氏名、生年月日、電話番号、業種または職業、個人番号（マイナンバー12桁）を記入してください。現住所が異なる場合は、その住所も記入してください。

※本人以外が申告する場合、代理人氏名、申告者との関係性を記入してください。

※本人確認のため「身元確認書類」および「マイナンバーが確認できるもの」の「写しの添付」が必要です。

写しは任意のA4用紙にまんべんなく貼付してください。

2 所得金額 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの状況を記入してください。

営業等・農業・不動産所得 収支内訳書の作成を行い、収入金額、必要経費、所得金額を申告書に転記してください。収支内訳書は申告時に提出が必要です。 収入金額 - 必要経費 = 所得金額

利子所得 国外で支払われる預金等の利子で、国内で源泉徴収されないものなどによる所得です。収入がそのまま所得となります。収入金額 = 所得金額

配当所得 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債等運用投資信託及び公募公社債運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得です。収入金額 - 株式等の元本の取得に要した負債の利子 = 所得金額

給与所得 収入金額を申告書の⑬に、所得金額を⑦に記入してください。

※収入金額は、手取り額ではなく所得税などが差し引かれる前の金額を記入してください。

※給与の所得金額は下記の「給与所得の速算表」から算出してください。

※勤務先からの源泉徴収票がある人は写しを添付してください。

※源泉徴収票がない人は、申告書裏面「8その他」の収入状況欄に各月の状況を記入してください。

雑所得（公的年金等） 収入金額を申告書⑭に、所得金額を⑧に記入してください。

※年金の所得金額は下記の「年金所得の速算表」から算出してください。

※源泉徴収票の写しを添付してください。

○給与所得の速算表

給与収入	給与所得
~650,999円	0円
651,000円~1,899,999円	給与収入 - 650,000円
1,900,000円~3,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円~8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円~	給与収入 - 1,950,000円

(A) …給与収入 ÷ 4（千円未満切り捨て）

(B) …公的年金収入

※公的年金等所得以外の所得が1,000万円超の方は計算式が異なります。詳しくは税務課町民税係までおたずねください

○年金所得の速算表

年齢	公的年金収入	年金所得
65歳未満	~1,299,999円	(B) - 600,000円
	1,300,000円~4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円~	(B) - 1,955,000円
65歳以上	~3,299,999円	(B) - 1,100,000円
	3,300,000円~4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円~	(B) - 1,955,000円

雑所得（業務） 原稿料、講演料、ネットオークションを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得です。収入金額－必要経費＝所得金額

雑所得（その他） 生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号取引資産などで、ほかの雑所得に当たらない所得です。収入金額－必要経費＝所得金額

総合課税の譲渡所得 ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械などの資産の譲渡から生ずる所得です。保有期間が5年以内の資産の譲渡は短期、5年を超える資産の譲渡は長期となります。

一時所得 臨時・偶発的なもので賞金や競馬の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得です。収入金額から必要経費を差し引いた金額と50万円のいづれか少ない額が特別控除額となります。

3 所得から差し引かれる金額（控除額）

※ここに記載の控除額は、町県民税における金額であり、所得税の控除額と一致しないことがあります。

本人該当事項 前年12月31日の現況において、申告者本人が該当する場合は□してください。

障害者控除 障害者に該当する場合に適用されます。障害の程度（手帳の等級）を記入してください。（例：身体1級／精神2級／療育A1など）

※手帳の写しを添付または提示してください。

※介護保険の要介護認定者（要支援は除く）は、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除に該当する場合があります。要介護1～5の認定を受けている人で、基準を満たす場合は、「障害者控除対象者認定証明書」を交付します。窓口は役場福祉課（めくばーる健康福祉館）です。

※特別障害は、各手帳の等級が、身体障害1～2級、精神障害1級、知的障害A級、および上記の障害者控除対象認定証明書で特別障害に該当と認定された方になります。

※令和8年1月1日以降に初めて手帳の交付を受けた場合は、次年度からの適用となります。

控除額：普通障害26万円・特別障害30万円

寡婦控除 ①夫と離婚し再婚していない人で扶養親族がある人 ②夫と死別または夫が生死不明などの人。いずれも、ひとり親に該当する人を除きます。事実発生年月日を記入してください。**控除額：**26万円

ひとり親控除 現に婚姻をしていない人または配偶者が生死不明などの人で、所得金額の合計額が58万円以下の生計を一にする子がある人。**控除額：**30万円

※寡婦控除・ひとり親控除は、いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が500万円以下の人適用されます。

勤労学生控除 学生や生徒で、所得金額の合計額が85万円以下で、そのうち給与所得等（自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得）以外の所得の合計額が10万円以下の人適用されます。学校名を記入してください。**控除額：**26万円

配偶者(特別)控除 前年の12月31日（年の中途中で死亡の場合は、その死亡日）の現況において、申告者の配偶者が次の（1）（2）のいづれかに該当する場合に氏名、個人番号、生年月日、同居・別居の別、障害者に該当する場合は□と障害の程度（手帳の等級）、配偶者の合計所得金額を記入してください。ただし、申告者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者が他の納税義務者の扶養親族となっている場合または事業専従者に該当している場合は適用されません。また内縁関係にある場合は配偶者に該当しません。

- (1) 配偶者控除：生計を一にする配偶者で所得金額の合計額（繰越損失控除前）が58万円以下の人
- (2) 配偶者特別控除：生計を一にする配偶者で所得金額の合計額（繰越損失控除前）が58万円を超え、133万円以下の人

※給与収入のみの場合、収入123万円以下が配偶者控除、123万円超～201万6千円未満が配偶者特別控除となります。

配偶者控除額：

- ①前年の合計所得金額が 900 万円以下：33 万円（老人控除対象配偶者の場合 38 万円）
 - ②前年の合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下：22 万円（老人控除対象配偶者の場合 26 万円）
 - ③前年の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下：11 万円（老人控除対象配偶者の場合 13 万円）
- ※老人控除対象配偶者とは、申告者の控除対象配偶者であり、年齢 70 歳以上の者をいいます。

配偶者特別控除額：

申告者の合計所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
58 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

扶養控除 前年の 12 月 31 日（年の中途で死亡の場合は、その死亡日）の現況において、申告者と生計を一にする親族で前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 58 万円以下の場合に適用されますので、氏名、個人番号、生年月日、続柄、同居・別居の別、障害者に該当する場合は□と障害の程度（手帳の等級）を記入してください。

※配偶者（特別）控除、扶養控除において、別居の場合は、申告書裏面の「7 別居の控除対象配偶者・扶養親族に関する事項」にも氏名・住所を記入してください。

※親族とは、民法の規定に従い、申告者の配偶者、6 親等以内の血族および 3 親等以内の姻族となります。

控除額：

- ①一般の控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢 16 歳以上の者）：1 人につき 33 万円
- ②特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）：1 人につき 45 万円
- ③老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち年齢 70 歳以上者）：1 人につき 38 万円
- ④同居老親等扶養親族（老人扶養親族のうち、申告者または当該配偶者の直系尊属で、申告者または当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者）：1 人につき 45 万円

※16 歳未満は、扶養控除の対象となりませんが、非課税限度額の算定等に使用します。

控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合、障害者控除として次の金額が控除されます。

- ①普通障害の場合：1 人につき 26 万円
- ②特別障害の場合：1 人につき 30 万円
- ③特別障害で、かつ申告者または申告者の配偶者もしくは申告者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合：1 人につき 53 万円

※障害者控除は、16 歳未満の扶養親族も適用可能となります。

特定親族特別控除 前年の 12 月 31 日（年の中途で死亡の場合は、その死亡日）の現況において、申告者と生計を一にする年齢 19 歳以上の親族等で前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 58 万円を超え、123 万円以下の場合に適用されますので、氏名、個人番号、生年月日、同居・別居の別、「特親」欄に☑と控除額を記入し、備考欄に特定親族の合計所得金額を記入してください。

※特定親族特別控除において、別居の場合は、申告書裏面の「7 別居の控除対象配偶者・扶養親族に関する事項」にも氏名・住所を記入してください。

特定親族特別控除額：

申告者の合計所得金額	控除額	申告者の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円		

4 所得から差し引かれる金額（表面からの続き）

※以下申告書の裏面になります。

雑損控除 申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族が前年中に災害や盗難、横領によって住宅や家財に損害を受けた場合に適用されますので、雑損控除欄に必要事項を記入してください。

※罹災証明書や保険金の支払明細書等の写しを添付してください。

控除額：次のいずれか多い方の金額

- ① (損失額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 0.1)
- ②災害関連支出 - 5 万円

医療費控除 申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上である場合に適用されます。医療費控除の明細書の添付が必要です。 領収書では受付できません。

A : 支払った医療費：診療・治療費、医薬品購入費、介護保険サービス費、公共交通機関を利用した通院費、病院などの入院費等

B : 保険金等で補てんされる金額：入院費給付金、出産育児一時金、高額医療費など

C : ⑫所得金額合計の 5 % と 10 万円のいずれか少ない方の金額

控除額： A - B - C (最高 200 万円)

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（通常の医療費控除との選択適用） 健康の保持増進、疾病的予防として一定の取組を行い、申告者や生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定医薬品の購入費が 12,000 円を超える場合、控除を受けることができます。この控除を受ける人は通常の医療費控除は受けられません。セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要です。

A : 支払った金額：特定一般医薬品等の購入費（一定の取組に要した費用は対象になりません。）

B : 保険金等で補てんされる金額

控除額： A - B - 12,000 円 (最高 88,000 円)

社会保険料控除 申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族が負担する社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料など）を前年中に支払った場合に適用されますので、実際に支払った金額を記入してください。**控除額：** 支払った社会保険料等の合計額

※配偶者その他の親族が負担する社会保険料のうち、配偶者その他の親族が給与・年金から差し引かれた社会保険料は除きます。

※保険料等の支払をした旨を証する書類の写しを添付または提示してください。

※年末調整の際に控除を受けたものは添付または提示する必要はありません。

小規模企業共済等掛金控除 申告者が前年中に小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度または確定拠出年金法に規定する個人型年金制度に基づく掛金を支払った場合に適用されますので、実際に支払った金額を記入してください。**控除額**：支払った掛金の合計額

※掛金の支払をした旨を証する書類の写しを添付または提示してください。

※年末調整の際に控除を受けたものは添付または提示する必要はありません。

生命保険料控除（※控除上限 70,000 円） 受取人を申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族とする生命保険契約、介護医療保険契約または個人年金保険契約等があり、前年中にその保険料や掛金を支払った場合に適用されますので、該当する欄に支払った金額の合計額を記入してください。

控除額（新契約の場合）

控除額（旧契約の場合）

年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額	15,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超	支払保険料等 × 1/2	15,000 円超	支払保険料等 × 1/2
32,000 円以下	+ 6,000 円	40,000 円以下	+ 7,500 円
32,000 円超	支払保険料等 × 1/4	40,000 円超	支払保険料等 × 1/4
56,000 円以下	+ 14,000 円	70,000 円以下	+ 17,500 円
56,000 円超	一律 28,000 円	70,000 円超	一律 35,000 円

※新契約か旧契約かどうかは、各保険会社が発行する支払証明書等でご確認ください。

※保険料の支払をした旨を証する書類の写しを添付または提示してください。

※年末調整の際に控除を受けたものは添付または提示する必要はありません。

地震保険料控除 申告者や申告者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋・家財の保険や共済を目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害により保険金または共済金が支払われる地震保険契約等について、前年中に保険料や掛金を支払った場合に適用されますので、該当する欄に支払った保険料の金額を記入してください。

控除額 支払った地震保険料の金額の 2 分の 1 に相当する額（上限額 25,000 円）

※一定の長期損害保険契約等に係る経過措置における控除額の計算は次のとおりとなります。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額
ア 地震保険料控除対象となる損害保険契約等の場合	50,000 円以下の場合	支払った保険料 × 1/2
	50,000 円を超える場合	一律 25,000 円
イ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に該当する場合	5,000 円以下の場合	支払った保険料の全額
	5,000 円を超える場合	支払った保険料の金額 × 1/2 + 2,500 円
	15,000 円を超える場合	一律 10,000 円
ウ ア、イ両方がある場合		ア、イそれぞれ計算した金額の合計額（上限 25,000 円）

※同一契約で地震保険料と旧長期損害保険料の記載がある証明書の場合は、どちらか一方を選択して控除を計算します。

※保険料の支払をした旨を証する書類の写しを添付または提示してください。

※年末調整の際に控除を受けたものは添付または提示する必要はありません。

基礎控除 どなたにでもつく控除です。合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が変わります。

※記入の必要はありません。

合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
2,400万円以内	43万円	2,450万円超 2,500万円以内	15万円
2,400万円超 2,450万円以内	29万円	2,500万円超	0円

5 寄附金に関する事項

寄附金控除 申告者が前年中に寄附金を支払った場合に適用されますので、それぞれの寄附先ごとに支払合計額を記入してください。

※寄附金の支払をした旨を証する書類の写しを添付または提示してください。

※申告者が寄附者として記載されているものに限ります。

※ふるさと納税におけるワンストップ特例申請をされていた人も、申告をする場合は記入が必要です。

6 事業専従者欄

収支内訳書に記載した事業専従者について記入してください。

7 別居の控除対象配偶者・扶養親族に関する事項

配偶者や扶養親族が別居の場合は、その氏名・住所を記入してください。

8 その他

給与収入（パート・アルバイト等）で源泉徴収票がない人

前年中の各月の収入状況・給与支払者名・住所について記入してください。

収入がない人・非課税収入のみの人

遺族年金・障害年金・失業保険等は非課税収入となります。申告する場合は、申告書表面の所得金額欄⑫に「0」と記入し、下部の連絡事項に必要事項を記入してください。

※申告の義務はありませんが、申告することで、税証明の発行が可能となり、また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減の判定、保育料や福祉サービスにおける所得判定が可能となります。

◎町県民税について

町県民税が課税されない人

均等割も 所得割も 課税され ない人	①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
	②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
	③前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 ・同一生計配偶者※および扶養親族※がない人 38万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がいる人 $28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 16.8\text{万円}$ ※扶養1人の場合 82.8万円以下、扶養2人の場合 110.8万円以下で非課税となる。
	①課税総所得金額（所得金額の合計額－所得控除額の合計額（1,000円未満切捨て））が0円以下の人
所得割が 課税され ない人	②前年の総所得金額等の合計額が次の算式で求めた額以下の人 ・同一生計配偶者および扶養親族がいない人 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がいる人 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$ ※扶養1人の場合 82.8万円超～112万円以下、扶養2人の場合 110.8万円超～147万円以下 で所得割非課税となる（5,500円【均等割と森林環境税】のみ課税される。）。

※同一生計配偶者：生計を一にしている配偶者のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が58万円（給与収入のみの場合123万円）以下であり、かつ、事業専従者でないもの

※扶養親族：前年中の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が58万円以下であり、かつ、事業専従者でないもの（16歳未満の人を含む。）